

条例議案の概要

—平成30年12月定例会—

目 次

議案第 122 号	盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	1
議案第 123 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	3
議案第 124 号	盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について	6
議案第 125 号	盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について	8
議案第 126 号	盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について	13

議案第 122 号

盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例
について

1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、費用弁償を受ける者に、議会の本会議に出頭した参考人等を加えようとするものである。

2 改正の内容

費用弁償を受ける者に、議会の本会議に出頭した参考人及び議会の本会議において開かれた公聴会に参加した者を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年9月29日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第115条の2第2項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人、同法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに同法第115条の2第1項(同法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者に対し、この条例の定めるところにより費用を弁償する。</p> <p>第2条 費用弁償の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="width: 25%;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="width: 25%;">日当 (1日につき)</th> <th style="width: 25%;">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃及び船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)	37円	2,400円	12,000円	<p>○盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例</p> <p style="text-align: right;">昭和30年9月29日条例第48号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>盛岡市における公聴会及び調査等に出頭又は参加する者の費用弁償支給条例</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の3第3項及び第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人、同法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに同法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者に対し、この条例の定めるところにより費用を弁償する。</p> <p>第2条 費用弁償の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">鉄道賃及び船賃</th> <th style="width: 25%;">車賃 (1キロメートルにつき)</th> <th style="width: 25%;">日当 (1日につき)</th> <th style="width: 25%;">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)</td> <td style="text-align: center;">37円</td> <td style="text-align: center;">2,400円</td> <td style="text-align: center;">12,000円</td> </tr> </tbody> </table>	鉄道賃及び船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)	37円	2,400円	12,000円
鉄道賃及び船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)														
盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)	37円	2,400円	12,000円														
鉄道賃及び船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)														
盛岡市旅費条例(昭和26年条例第19号)第15条及び第16条の規定による鉄道賃及び船賃(特別車両料金及び特別船室料金を除く。)	37円	2,400円	12,000円														

改正後	改正前
<p>第3条 費用弁償額は、出頭又は参加のため要した日数に応じ、出頭又は参加の際これを支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成30年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第3条 費用弁償額は、出頭又は参加のため要した日数に応じ、出頭又は参加の際これを支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 123 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

通知カード及び個人番号カード再交付手数料を徴収する事務の範囲を改め、次のことに対応しようとするものである。

- (1) 通知カード及び個人番号カード交付に係る国庫補助金の交付基準の解釈が変更され、個人番号変更に伴う再交付については全て補助対象とされていたものが、本人の責により個人番号を変更した場合の再交付について補助対象外とされた。
- (2) 個人番号カード再交付手数料について、手数料条例に規定する際に想定していなかった通知カードを持たない者に対する個人番号カードの再交付があり、手数料を徴収する規定が必要となった。

2 改正の内容

- (1) 個人番号変更に伴う通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を新たに加える。
(本人の責によらない場合の再交付手数料は、減免基準に規定し減免する。)
- (2) 通知カードを持たない者に対する個人番号カードの再交付に係る手数料を新たに加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成30年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（平成30年条例第 号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略				<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数料を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。</p> <p>2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシ</td> <td style="text-align: center;">個人番号カード再交付</td> <td style="text-align: center;">1枚につき800円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシ	個人番号カード再交付	1枚につき800円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシ	個人番号カード再交付	1枚につき800円																	

改正後	改正前																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カードの交付及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワ</td> <td style="text-align: center;">通知カード再交付</td> <td style="text-align: center;">1枚につき500円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カードの交付及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワ	通知カード再交付	1枚につき500円	<p>ムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号、以下この項及び次項において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づき再交付した通知カードの返納を受けて行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定による個人番号カードの交付、省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">手数料を徴収する事務</th> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;">55の19</td> <td style="text-align: center;">通知カード再交付</td> <td style="text-align: center;">1枚につき500円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	名称	金額	略	略	略	55の19	通知カード再交付	1枚につき500円
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
55の18 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第2項の規定による通知カードの交付及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワ	通知カード再交付	1枚につき500円																	
手数料を徴収する事務	名称	金額																	
略	略	略																	
55の19	通知カード再交付	1枚につき500円																	

改正後			改正前		
<p>ークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。次項において「省令」という。）第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付</p>			<p>省令第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付</p>		
<p>55の19 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項の規定による個人番号カードの交付（当該交付前に同項の規定による個人番号カードの交付を受けたことがある者に対するものに限る。）、省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付及び省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付</p>	個人番号カード再	1枚につき800円			
略	略	略	略	略	略

議案第 124 号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

仙北地区活動センターの改修に伴い、工作室を廃止するとともに、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 仙北地区活動センターの施設の区分から工作室を削る。
- (2) 仙北地区活動センターにおいて冷房を使用する場合（当該施設の使用が有料となる場合に限る。）は、当該施設の使用料の額の3割に相当する額を冷房料として徴収することとする。

3 施行期日

規則で定める日

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 平成30年12月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例				○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例			
第1条から第7条まで 略 (使用料)				第1条から第7条まで 略 (使用料)			
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。				第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。			
第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号) この条例は、規則で定める日から施行する。				第9条から第19条まで 略 附 則 略			
別表 (第8条関係)				別表 (第8条関係)			
区分	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午前9時から正午まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から正午まで
路	路	路	路	路	路	路	路
仙北地区軽運動室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	

改正後								改正前							
区活動センター	第1料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	区活動センター	第1料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2料理実習室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2料理実習室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	音楽室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		工作室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		音楽室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第3集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第3集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	路	路	路	路	路	路	路		第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	路	路	路	路	路	路	路		路	路	路	路	路	路	路

備考

- 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。
- 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額、以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。
- 暖房（青山地区活動センター（体育館を除く。以下同じ。）及び仙北地区活動センターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（青山地区活動センター及び仙北地区活動センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

議案第 125 号

盛岡市勤労福祉会館条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画」に基づき、平成31年度に大規模改修が予定されている中高年勤労者施設であるサンライフ盛岡に、盛岡市中央通勤労青少年ホームの機能を移転して追加するとともに、大規模改修後のサンライフ盛岡を勤労福祉会館に変更しようとするものである。また、盛岡市中央通勤労青少年ホームの機能受入に当たり、大規模改修するサンライフ盛岡に研修室等を新たに3室設けるほか、仙北地区活動センター2階の2室をサンライフ盛岡の一部として利用することとしていることから、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 施設の概要

ア 名称及び位置

名称	位置
サンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号

イ 開館時間 午前9時から午後9時まで

ウ 休館日

(7) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）

エ 使用料 既存の部屋及びスポーツ室に係る使用料は、大規模改修前と同額とする。また、新設する部屋に係る使用料は、次表のとおりとする。

なお、冷暖房料は、冷暖房が全館集中方式から個別方式に変更されることから、使用する場合に限り使用料の3割に相当する額を別途徴収するものとする。

区分	午前9時	正午から	午後5時	午前9時	正午から	午前9時
	から正午	午後5時	から午後	から午後	午後9時	から午後
	まで	まで	9時まで	5時まで	まで	9時まで
第1集会室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
クラブ室（いわて）	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
クラブ室（ひめかみ）	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円
多目的室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円

音楽室	300円	500円	400円	800円	900円	1,200円
-----	------	------	------	------	------	--------

※クラブ室（いわて、ひめかみ）は仙北地区活動センター2階

オ 運営及び管理 指定管理者に行わせる（利用料金制を採用する。）ものとし、指定管理者の業務については、他の勤労福祉会館が行う業務のほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事業を行わせるものとする。

(2) 附則において、次に掲げる条例を廃止する。

ア 盛岡市勤労青少年ホーム条例（昭和38年条例第24号）

イ 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例（平成14年条例第42号）

3 施行期日

(1) 改正後の盛岡市勤労福祉会館条例 平成32年2月1日

(2) 盛岡市勤労青少年ホーム条例の廃止 平成31年4月1日

(3) 盛岡市中高年齢者勤労福祉センター条例の廃止 平成32年2月1日

1 施設の構成

施設		現在	大規模改修後
サンライフ盛岡	1階	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ室 ・職業相談室 ・喫茶室 ・厨房 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ室 ・第1集会室(新設) ・多目的室(新設) ・音楽室(新設)
	2階	<ul style="list-style-type: none"> ・研修室 ・会議室 ・集会室 ・クラブ室(せきれい) ・クラブ室(かきつばた) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修室 ・会議室 ・集会室 ・クラブ室(せきれい) ・クラブ室(かきつばた)
仙北地区活動センター2階		<ul style="list-style-type: none"> ・図書室 ・会議室 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ室(いわて)(新設) ・クラブ室(ひめかみ)(新設)

2 大規模改修等工事スケジュール

年度	年	月	サンライフ盛岡	仙北地区活動センター	中央通勤労青少年ホーム
平成30年度	平成30年	12月	実施設計終了	大規模改修工事実施中	解体実施設計終了
	平成31年	1月		↓	
		2月			
		3月		大規模改修工事完了	閉館(平成31年3月31日)
平成31年度	平成31年	4月	大規模改修工事開始	開館(クラブ室除く)	
		5月			
		6月			解体工事(予定)
		7月			
		8月			
		9月			
		10月			
		11月	↓		
		12月	大規模改修工事完了		
	平成32年	1月	開館準備		
	2月	開館	クラブ室運用開始	↓	

盛岡市勤労福祉社会館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市勤労福祉社会館条例 昭和62年9月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">盛岡市勤労福祉社会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、勤労福祉社会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市勤労福祉社会館</td> <td>盛岡市紺屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南勤労福祉社会館</td> <td>盛岡市永井23地割14番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民勤労者研修センター</td> <td>盛岡市浪民字浪民13番地</td> </tr> <tr> <td>ザンライフ盛岡</td> <td>盛岡市仙北二丁目4番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 (休館日)</p> <p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 盛岡市勤労福祉社会館</p> <p>ア 日曜日（その日が勤労感謝の日に当たるときを除く。）</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（勤労感謝の日を除く。）</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p>	名称	位置	盛岡市勤労福祉社会館	盛岡市紺屋町2番9号	盛岡市都南勤労福祉社会館	盛岡市永井23地割14番地1	盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地	ザンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号	<p>○盛岡市勤労福祉社会館条例 昭和62年9月30日条例第29号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市勤労福祉社会館条例</p> <p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 勤労者の教養及び文化の向上並びに健康の保持等のための便宜を供与し、勤労者の福祉の増進を図るため、勤労福祉社会館を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市勤労福祉社会館</td> <td>盛岡市紺屋町2番9号</td> </tr> <tr> <td>盛岡市都南勤労福祉社会館</td> <td>盛岡市永井23地割14番地1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市浪民勤労者研修センター</td> <td>盛岡市浪民字浪民13番地</td> </tr> <tr> <td>ター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略 (休館日)</p> <p>第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 盛岡市勤労福祉社会館</p> <p>ア 日曜日（その日が勤労感謝の日に当たるときを除く。）</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（勤労感謝の日を除く。）</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</p>	名称	位置	盛岡市勤労福祉社会館	盛岡市紺屋町2番9号	盛岡市都南勤労福祉社会館	盛岡市永井23地割14番地1	盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地	ター	
名称	位置																				
盛岡市勤労福祉社会館	盛岡市紺屋町2番9号																				
盛岡市都南勤労福祉社会館	盛岡市永井23地割14番地1																				
盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地																				
ザンライフ盛岡	盛岡市仙北二丁目4番12号																				
名称	位置																				
盛岡市勤労福祉社会館	盛岡市紺屋町2番9号																				
盛岡市都南勤労福祉社会館	盛岡市永井23地割14番地1																				
盛岡市浪民勤労者研修センター	盛岡市浪民字浪民13番地																				
ター																					

改正後	改正前
<p>(2) 盛岡市都南勤労福祉社会館</p> <p>ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 盛岡市浪民勤労者研修センター 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p><u>(4) ザンライフ盛岡</u></p> <p><u>ア 日曜日</u></p> <p><u>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</u></p> <p><u>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる休日を除く。）</u></p> <p>第5条から第17条 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 会館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退去を命ずること。</p> <p><u>(7) ザンライフ盛岡を管理する指定管理者にあつては、指定管理者の指定に係る協定に定められた業務を行うこと。</u></p> <p>(8) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(2) 盛岡市都南勤労福祉社会館</p> <p>ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日）</p> <p>イ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(3) 盛岡市浪民勤労者研修センター 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>第5条から第17条 略 (指定管理者の業務)</p> <p>第18条 会館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。</p> <p>(2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。</p> <p>(3) 第5条第1項の許可を行うこと。</p> <p>(4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。</p> <p>(5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。</p> <p>(6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは会館からの退去を命ずること。</p> <p>(7) 施設及び設備の維持管理に関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理に関すること。</p> <p>2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前																																																	
<p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条から第20条 略</p> <p>附則 略</p> <p>附則(平成30年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、平成32年2月1日から施行する。ただし、次項(第1号に係る部分に限る。)の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 次に掲げる条例は、廃止する。</p> <p>(1) 盛岡市障害青少年ホーム条例(昭和38年条例第24号)</p> <p>(2) 盛岡市中高齢者勤労福祉センター条例(平成14年条例第42号)</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>(1)から(3) 略</p> <p>(4) オンライン盛岡</p> <p>7. 研修室等の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,700円</td> <td>1,400円</td> <td>2,700円</td> <td>3,100円</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>600円</td> <td>1,000円</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> <td>1,800円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>1,300円</td> <td>2,300円</td> <td>1,800円</td> <td>3,600円</td> <td>4,100円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>クラブ室(せきれい)</td> <td>800円</td> <td>1,400円</td> <td>1,100円</td> <td>2,200円</td> <td>2,500円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>クラブ室</td> <td>400円</td> <td>800円</td> <td>600円</td> <td>1,200円</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	研修室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円	会議室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円	第1集会室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円	第2集会室	1,300円	2,300円	1,800円	3,600円	4,100円	5,400円	クラブ室(せきれい)	800円	1,400円	1,100円	2,200円	2,500円	3,300円	クラブ室	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円	<p>3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>第19条から第20条 略</p> <p>附則 略</p> <p>別表(第8条関係)</p> <p>(1)から(3) 略</p>
区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																											
	研修室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円																																											
会議室	1,000円	1,700円	1,400円	2,700円	3,100円	4,100円																																												
第1集会室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円																																												
第2集会室	1,300円	2,300円	1,800円	3,600円	4,100円	5,400円																																												
クラブ室(せきれい)	800円	1,400円	1,100円	2,200円	2,500円	3,300円																																												
クラブ室	400円	800円	600円	1,200円	1,400円	1,800円																																												

改正後	改正前																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後3時まで</th> <th>午後3時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後7時まで</th> <th>午後7時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面使用</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>片面使用</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 冷房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。</p> <p>イ スポーツ館の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後3時まで</th> <th>午後3時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後7時まで</th> <th>午後7時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全面使用</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>片面使用</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 暖房を使用する期間においては、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料として徴収する。</p>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	全面使用	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	片面使用	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	全面使用	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	片面使用	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	
区分		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで																															
	全面使用	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円																															
片面使用	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円																																
区分	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで																																
	全面使用	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円																															
片面使用	1,500円	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円																																

議案第 126 号

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

幼児のより良い教育環境を確保するため、園児数が減少している盛岡市立つなぎ幼稚園を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

第 5 条の表から次の幼稚園の項を削る。

名称	位置
盛岡市立つなぎ幼稚園	盛岡市繁字館市 114番地の 1

3 施行期日

平成31年 4 月 1 日

盛岡市立学校に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前																				
<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">平成30年12月11日条例第1号</p> <p>盛岡市立学校に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで 略 (幼稚園)</p> <p>第5条 幼稚園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田幼稚園</td> <td>盛岡市上太田吉本9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立米内幼稚園</td> <td>盛岡市上米内字米内沢89番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩幼稚園</td> <td>盛岡市好摩字上山13番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成30年条例第1号)</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>	名称	位置	盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地	盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地			盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市好摩字上山13番地1	<p>○盛岡市立学校に関する条例 昭和39年3月30日条例第46号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市立学校に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、市立の学校の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第4条まで 略 (幼稚園)</p> <p>第5条 幼稚園を次表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市立太田幼稚園</td> <td>盛岡市上太田吉本9番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立米内幼稚園</td> <td>盛岡市上米内字米内沢89番地</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立つなぎ幼稚園</td> <td>盛岡市鷺子館市114番地の1</td> </tr> <tr> <td>盛岡市立好摩幼稚園</td> <td>盛岡市好摩字上山13番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	名称	位置	盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地	盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地	盛岡市立つなぎ幼稚園	盛岡市鷺子館市114番地の1	盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市好摩字上山13番地1
名称	位置																				
盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地																				
盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地																				
盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市好摩字上山13番地1																				
名称	位置																				
盛岡市立太田幼稚園	盛岡市上太田吉本9番地																				
盛岡市立米内幼稚園	盛岡市上米内字米内沢89番地																				
盛岡市立つなぎ幼稚園	盛岡市鷺子館市114番地の1																				
盛岡市立好摩幼稚園	盛岡市好摩字上山13番地1																				

条例議案の概要

—平成30年12月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 252 号	盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 253 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 254 号	盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	6

議案第 252 号

盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第1条及び第2条関係)

区分	現行	改定 (30年度)	改定 (31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日

【第1条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p style="text-align: center;">○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条の2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

改正後	改正前
<p>第8条及び第9条 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。</u></p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p>	<p>第8条及び第9条 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p style="text-align: center;">○盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月1日条例第22号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p>第1条から第6条2まで 略 (期末手当)</p> <p>第7条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長の定める日に期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定する者が受けるべき報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（改選により再就職したときは改選前の在職期間を通算する。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p>

改正後	改正前
<p>第8条及び第9条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成30年条例第 号)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>第8条及び第9条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 253 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国及び県の状況等を勘案し、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改める。(第1条及び第2条関係)

区分	現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

- (1) 平成30年度の支給割合改定に係る部分 公布の日
- (2) 平成31年度以降の支給割合改定に係る部分 平成31年4月1日

【第1条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 <u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成30年条例第 号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定による改正後の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

【第2条】盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正 <u>平成30年12月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (平成30年条例第 号)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2及び3 略</u></p>	<p>○盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例 昭和26年1月31日条例第2号</p> <p>改正</p> <p>盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 常勤の特別職の職員に支給する期末手当の額は、盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)第7条第1項第1号に規定する行政職給料表8級の職務にある職員の例による。ただし、同条例第33条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>第6条から第10条まで 略 附 則 略</p>

議案第 254 号

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

人事院及び岩手県人事委員会の勧告並びに国及び県の状況等を勘案し、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

ア 給料表の改定

平成30年4月1日から給料月額を改め、その改定率は次のとおりとする。（第1条中別表第1及び別表第2の改正規定関係）

区分	行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)
改定率	0.18%	0.15%	0.21%

イ 初任給調整手当の改定

初任給調整手当について、平成30年4月1日から、医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）に対する支給月額の限度額を30万8,600円（現行30万8,300円）に改める。（第1条中第17条の2第1項の改正規定関係）

ウ 期末手当及び勤勉手当の改定

期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。（第1条中第33条の5第2項並びに第2条中第33条の4第2項及び第3項並びに第33条の5第2項の改正規定関係）

(7) 再任用職員以外

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	1.225	1.225	1.30
	勤勉手当	0.875	0.875	0.925
12月期	期末手当	1.375	1.375	1.30
	勤勉手当	0.875	0.975	0.925
合計		4.35	4.45	4.45

(4) 再任用職員

区分		現行	改定(30年度)	改定(31年度以降)
6月期	期末手当	0.65	0.65	0.725
	勤勉手当	0.425	0.425	0.45
12月期	期末手当	0.80	0.80	0.725
	勤勉手当	0.425	0.475	0.45
合計		2.30	2.35	2.35

(2) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正

ア 給料表の改定（特定任期付職員）

平成30年4月1日から給料月額を改め、その改定率を0.18%とする。（第3条中別表第1の改正規定関係）

イ 期末手当の改定（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を次のとおり改める。（第3条中第8条第2項の改正規定及び第4条関係）

区分	現行	改定（30年度）	改定（31年度以降）
6月期	1.625	1.625	1.675
12月期	1.625	1.725	1.675
合計	3.25	3.35	3.35

3 施行期日

(1) 2-(1) ア・イ・ウ（平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)ア・イ（平成30年度の支給割合改定に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 2-(1) ウ（平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。）、2-(2)イ（平成31年度以降の支給割合改定に係る部分に限る。） 平成31年4月1日

【第1条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 平成30年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例
第1条から第6条まで 略	第1条から第6条まで 略
第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。	第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
(1) 行政職給料表(別表第1)	(1) 行政職給料表(別表第1)
(2) 医療職給料表(別表第2)	(2) 医療職給料表(別表第2)
ア 医療職給料表(1)	ア 医療職給料表(1)
イ 医療職給料表(2)	イ 医療職給料表(2)
2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。	2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、第2条第2号及び第33条の9に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるところとする。	3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表(別表第3)の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるところとする。
4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。	4 級別基準職務表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。
第8条から第17条まで 略	第8条から第17条まで 略
第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するこ	第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から15年以内の期間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するこ

改正後	改正前
とにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	とにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万8,600円	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万8,300円
(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円	(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額4万5,000円
2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。	2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	3 前2項の規定により初任給調整手当の支給を受ける職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
第18条から第33条の4まで 略	第18条から第33条の4まで 略
第33条の5 勤労手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。	第33条の5 勤労手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。
2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤労手当の額は、勤労手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤労手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこ	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこ

改正後	改正前
<p>れに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤働手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤働手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤働手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤働手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（平成30年条例第 号） （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第33条の5第2項の規定及び改</p>	<p>れに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤働手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤働手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤働手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤働手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後	改正前																																																																												
<p>正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (平成30年4月1日現在の勤働者の号給の四捨)</p> <p>3 平成30年4月1日前に職務の級を昇して昇勤した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を昇にする昇勤等をしたものとした場合との補償上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号、以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 行政職給料表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職</td> <td>1</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>145.40</td> <td>195.70</td> <td>232.00</td> <td>285.30</td> <td>291.50</td> <td>322.10</td> <td>366.20</td> <td>411.30</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職	1	円	円	円	円	円	円	円	円			145.40	195.70	232.00	285.30	291.50	322.10	366.20	411.30	<p>正前の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 (平成30年4月1日現在の勤働者の号給の四捨)</p> <p>3 平成30年4月1日前に職務の級を昇して昇勤した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を昇にする昇勤等をしたものとした場合との補償上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (給与の内払)</p> <p>4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号、以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。 (委任)</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>別表第1 行政職給料表（第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再任用職</td> <td>1</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>143.90</td> <td>194.40</td> <td>230.90</td> <td>264.30</td> <td>290.60</td> <td>321.40</td> <td>365.60</td> <td>411.40</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用職	1	円	円	円	円	円	円	円	円			143.90	194.40	230.90	264.30	290.60	321.40	365.60	411.40
職員の区分			職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																		
	給料月額	給料月額		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																				
再任用職	1	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																				
		145.40	195.70	232.00	285.30	291.50	322.10	366.20	411.30																																																																				
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																				
再任用職	1	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																				
		143.90	194.40	230.90	264.30	290.60	321.40	365.60	411.40																																																																				

改正後										改正前										
員以 外の 職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	員以 外の 職員	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	146.50	197.50	233.70	267.30	293.70	324.30	368.80	414.20	145.00		196.20	232.60	266.30	292.80	323.60	368.20	413.80			
	3	0	0	0	0	0	0	0	0		3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	147.70	199.30	235.20	269.10	296.00	326.60	371.20	416.70	146.20	198.00	234.10	268.10	295.10	325.90	370.70	416.30				
	4	0	0	0	0	0	0	0	0		4	0	0	0	0	0	0	0	0	
	148.80	201.20	236.80	271.20	298.10	328.80	373.80	419.10	147.30	199.90	235.70	270.20	297.20	328.10	373.30	418.70				
	5	0	0	0	0	0	0	0	0		5	0	0	0	0	0	0	0	0	
	149.90	202.70	238.20	272.90	300.10	331.00	376.70	421.00	148.40	201.50	237.20	272.00	299.30	330.30	375.20	420.60				
	6	0	0	0	0	0	0	0	0		6	0	0	0	0	0	0	0	0	
	151.00	204.50	239.90	274.80	302.40	333.10	378.30	423.40	149.50	203.30	238.90	273.90	301.60	332.40	377.80	423.00				
	7	0	0	0	0	0	0	0	0		7	0	0	0	0	0	0	0	0	
	152.10	206.30	241.40	276.70	304.70	335.30	380.60	425.50	150.60	205.10	240.40	275.80	303.90	334.60	380.10	425.10				
	8	0	0	0	0	0	0	0	0		8	0	0	0	0	0	0	0	0	
	153.20	208.10	243.00	278.90	306.90	337.60	383.10	427.70	151.70	206.90	242.00	278.00	306.10	336.80	382.60	427.30				
	9	0	0	0	0	0	0	0	0		9	0	0	0	0	0	0	0	0	
	154.30	209.70	244.30	280.90	308.80	339.40	385.50	429.70	152.80	208.60	243.40	280.10	308.10	338.80	385.10	429.30				
	10	0	0	0	0	0	0	0	0		10	0	0	0	0	0	0	0	0	
	155.80	211.60	245.80	282.90	311.20	341.60	388.30	431.80	154.30	210.50	244.90	282.10	310.50	341.00	387.90	431.40				
	11	0	0	0	0	0	0	0	0		11	0	0	0	0	0	0	0	0	
	157.10	213.40	247.40	285.00	313.40	343.60	390.90	434.00	155.60	212.30	246.60	284.20	312.70	343.00	390.50	433.60				
	12	0	0	0	0	0	0	0	0		12	0	0	0	0	0	0	0	0	
	158.40	215.20	248.80	287.00	315.70	345.90	393.60	436.10	156.90	214.10	247.90	286.20	315.00	345.30	393.20	435.70				
	13	0	0	0	0	0	0	0	0		13	0	0	0	0	0	0	0	0	
	159.70	216.60	250.30	289.10	317.80	347.70	396.00	437.80	158.20	215.50	249.40	288.30	317.10	347.10	395.60	437.40				
	14	0	0	0	0	0	0	0	0		14	0	0	0	0	0	0	0	0	
	161.20	218.40	251.80	291.20	319.90	349.70	398.30	439.60	159.70	217.30	250.90	290.40	319.20	349.10	397.90	439.20				

改正後										改正前									
	15	0	0	0	0	0	0	0	0		15	0	0	0	0	0	0	0	0
	162.70	220.10	253.10	293.20	322.20	351.70	400.60	441.60	161.20	219.00	252.20	292.40	321.50	351.20	400.20	441.20			
	16	0	0	0	0	0	0	0	0		16	0	0	0	0	0	0	0	0
	164.30	221.90	254.50	295.20	324.30	353.70	403.00	443.60	162.80	220.80	253.60	294.40	323.60	353.20	402.80	443.20			
	17	0	0	0	0	0	0	0	0		17	0	0	0	0	0	0	0	0
	165.60	223.70	256.10	297.00	326.20	355.50	404.80	445.60	164.10	222.60	255.20	296.30	325.60	355.00	404.40	445.20			
	18	0	0	0	0	0	0	0	0		18	0	0	0	0	0	0	0	0
	167.20	225.40	257.70	299.00	328.20	357.50	406.80	447.40	165.70	224.30	256.90	298.30	327.60	357.00	406.40	447.00			
	19	0	0	0	0	0	0	0	0		19	0	0	0	0	0	0	0	0
	168.70	227.00	259.40	301.20	330.20	359.30	408.70	449.20	167.20	225.90	258.60	300.50	329.60	358.80	408.30	448.80			
	20	0	0	0	0	0	0	0	0		20	0	0	0	0	0	0	0	0
	170.20	228.60	261.20	303.20	332.20	361.20	410.60	450.90	168.70	227.50	260.40	302.50	331.60	360.70	410.20	450.50			
	21	0	0	0	0	0	0	0	0		21	0	0	0	0	0	0	0	0
	171.60	230.00	262.80	305.10	334.00	363.10	412.50	452.70	170.10	229.00	262.00	304.50	333.50	362.70	412.10	452.30			
	22	0	0	0	0	0	0	0	0		22	0	0	0	0	0	0	0	0
	174.30	231.70	264.60	307.20	336.10	365.00	414.30	454.20	172.80	230.70	263.80	306.60	335.60	364.60	413.90	453.80			
	23	0	0	0	0	0	0	0	0		23	0	0	0	0	0	0	0	0
	176.90	233.40	266.40	309.20	338.10	367.10	416.10	455.70	175.40	232.40	265.60	308.60	337.60	366.70	415.70	455.30			
	24	0	0	0	0	0	0	0	0		24	0	0	0	0	0	0	0	0
	179.60	235.00	268.10	311.40	340.20	369.00	418.00	457.20	178.10	234.00	267.30	310.80	339.70	368.60	417.60	456.80			
	25	0	0	0	0	0	0	0	0		25	0	0	0	0	0	0	0	0
	182.30	236.10	270.00	313.10	341.60	371.00	419.80	458.60	180.80	235.20	269.30	312.50	341.10	370.60	419.40	458.20			
	26	0	0	0	0	0	0	0	0		26	0	0	0	0	0	0	0	0
	184.00	237.60	271.90	315.20	343.60	372.90	421.30	459.90	182.50	236.70	271.20	314.60	343.10	372.50	420.90	459.50			
	27	0	0	0	0	0	0	0	0		27	0	0	0	0	0	0	0	0
	185.60	239.00	273.70	317.20	345.50	374.90	422.90	461.20	184.20	238.10	273.00	316.60	345.00	374.50	422.50	460.80			
	28	0	0	0	0	0	0	0	0		28	0	0	0	0	0	0	0	0
	187.30	240.30	275.50	319.20	347.40	377.00	424.50	462.40	185.90	239.40	274.80	318.60	346.90	376.60	424.10	462.00			

改正後										改正前									
29	188.80	241.60	277.30	320.90	349.00	378.50	426.10	463.40	0	29	187.40	240.70	276.60	320.40	348.60	378.10	425.70	463.00	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	190.60	242.80	279.20	323.00	350.90	380.30	427.40	464.10	0	30	189.30	241.90	278.50	322.50	350.50	379.90	427.00	463.70	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	192.40	243.80	281.10	325.10	352.80	382.10	428.70	464.90	0	31	191.10	242.90	280.40	324.60	352.40	381.70	428.30	464.50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	194.10	245.10	282.80	327.20	354.70	383.70	429.90	465.60	0	32	192.80	244.20	282.10	326.70	354.30	383.30	429.50	465.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	195.70	246.40	284.30	328.40	356.60	385.50	431.10	466.30	0	33	194.40	245.50	283.70	328.00	356.20	385.10	430.70	465.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	197.10	247.50	286.20	330.40	358.40	386.90	432.40	467.20	0	34	195.90	246.70	285.60	330.00	358.00	386.50	432.00	466.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	198.60	248.70	288.10	332.40	360.20	388.50	433.80	467.90	0	35	197.40	247.90	287.50	332.00	359.80	388.10	433.40	467.50	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	200.20	250.00	290.00	334.50	361.90	390.10	435.00	468.50	0	36	199.00	249.20	289.40	334.10	361.50	389.70	434.60	468.10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	201.50	250.90	291.60	336.40	363.30	391.50	436.20	469.00	0	37	200.30	250.10	291.00	336.00	362.90	391.10	435.80	468.60	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	202.80	252.30	293.30	338.30	364.60	392.70	437.00	469.60	0	38	201.60	251.60	292.70	337.90	364.20	392.30	436.60	469.20	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	204.00	253.70	295.10	340.30	366.10	393.90	437.80	470.20	0	39	202.90	252.90	294.50	339.90	365.70	393.50	437.40	469.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	205.30	255.20	296.90	342.20	367.50	395.00	438.60	470.80	0	40	204.20	254.60	296.30	341.80	367.10	394.60	438.20	470.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	206.60	256.60	298.40	344.20	368.80	396.10	439.20	471.30	0	41	205.50	255.90	297.90	343.80	368.40	395.70	438.80	470.90	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後										改正前									
42	207.90	258.00	300.20	346.10	369.70	397.30	439.90	471.80	0	42	206.80	257.30	299.70	345.70	369.30	396.90	439.50	471.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	209.20	259.40	301.70	347.90	370.80	398.50	440.60	472.20	0	43	208.10	258.70	301.20	347.50	370.40	398.10	440.20	471.80	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	210.50	260.70	303.30	349.80	371.90	399.70	441.30	472.50	0	44	209.40	260.00	302.80	349.40	371.50	399.30	440.90	472.10	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	211.70	261.90	304.90	351.30	372.70	400.40	442.10	472.80	0	45	210.70	261.20	304.40	350.90	372.30	400.00	441.70	472.40	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	213.00	263.20	306.60	352.70	373.60	401.10	442.90	0	46	212.00	262.50	306.10	352.30	373.20	400.70	442.50	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	214.30	264.60	308.20	354.20	374.50	401.80	443.30	0	47	213.30	263.90	307.70	353.80	374.10	401.40	442.90	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	215.60	266.00	310.00	355.80	375.40	402.50	444.10	0	48	214.60	265.30	309.50	355.40	375.00	402.10	443.70	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	216.70	267.10	310.90	357.40	376.30	403.10	444.60	0	49	215.70	266.50	310.50	357.00	375.90	402.70	444.20	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	217.80	268.20	312.40	358.20	377.20	403.70	445.00	0	50	216.80	267.60	312.00	357.80	376.80	403.30	444.60	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	218.80	269.60	313.90	359.40	378.00	404.20	445.40	0	51	217.80	268.90	313.50	359.00	377.60	403.80	445.00	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
52	219.90	270.80	315.50	360.40	378.80	404.60	445.80	0	52	218.90	270.20	315.10	360.00	378.40	404.20	445.40	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	221.00	271.80	317.10	361.30	379.50	405.00	446.20	0	53	220.00	271.20	316.70	360.90	379.10	404.60	445.80	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	222.00	272.90	318.70	362.40	380.20	405.30	446.60	0	54	221.00	272.30	318.30	362.00	379.80	404.90	446.20	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	223.00	274.20	320.30	363.30	380.90	405.60	447.00	0	55	222.00	273.60	319.90	362.90	380.50	405.20	446.60	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後								改正前							
56	224.00	275.50	321.90	364.40	381.60	405.90	447.30	56	223.00	274.90	321.50	364.00	381.20	405.50	446.90
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
57	224.40	276.40	323.40	365.30	382.10	406.20	447.60	57	223.50	275.90	323.00	364.90	381.70	405.80	447.20
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
58	225.30	277.50	324.60	366.10	382.70	406.50	448.00	58	224.40	277.00	324.20	365.70	382.30	406.10	447.60
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
59	226.10	278.40	325.80	366.80	383.30	406.80	448.30	59	225.20	277.90	325.40	366.40	382.90	406.40	447.90
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
60	226.90	279.50	327.00	367.50	384.00	407.10	448.60	60	226.10	279.00	326.60	367.10	383.60	406.70	448.20
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
61	227.60	280.60	327.70	367.90	384.40	407.40	448.90	61	226.80	280.10	327.30	367.50	384.00	407.00	448.50
	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
62	228.60	281.60	328.60	368.50	385.10	407.70		62	227.80	281.10	328.20	368.10	384.70	407.30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
63	229.40	282.50	329.40	369.20	385.70	408.00		63	228.60	282.00	329.00	368.80	385.30	407.60	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
64	230.30	283.50	330.20	369.90	386.30	408.30		64	229.50	283.00	329.80	369.50	385.90	407.90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
65	231.00	284.00	331.10	370.20	386.70	408.60		65	230.20	283.60	330.70	369.80	386.30	408.20	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
66	231.80	284.90	331.50	370.90	387.30	408.90		66	231.00	284.50	331.10	370.50	386.90	408.50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
67	232.80	285.60	332.30	371.60	387.90	409.20		67	232.00	285.20	331.90	371.20	387.50	408.80	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
68	233.80	286.50	333.10	372.30	388.60	409.50		68	233.10	286.10	332.70	371.90	388.20	409.10	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	

改正後								改正前							
69	234.50	287.60	333.90	372.60	389.00	409.70		69	233.80	287.20	333.50	372.20	388.60	409.30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
70	235.20	288.40	334.60	373.20	389.50	410.00		70	234.50	288.00	334.20	372.80	389.10	409.60	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
71	235.80	289.20	335.30	373.90	390.00	410.30		71	235.10	288.80	334.90	373.50	389.60	409.90	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
72	236.60	290.00	336.00	374.50	390.60	410.70		72	235.90	289.60	335.60	374.10	390.20	410.30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
73	237.40	290.80	336.50	374.80	390.90	410.90		73	236.70	290.40	336.10	374.40	390.50	410.50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
74	238.10	291.30	337.10	375.40	391.30	411.20		74	237.40	290.90	336.70	375.00	390.90	410.80	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
75	238.80	291.70	337.60	376.10	391.70	411.50		75	238.10	291.30	337.20	375.70	391.30	411.10	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
76	239.40	292.20	338.20	376.70	392.10	411.70		76	238.70	291.80	337.80	376.30	391.70	411.30	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
77	240.10	292.40	338.50	377.20	392.40	411.90		77	239.40	291.90	338.10	376.80	392.00	411.50	
	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	
78	240.90	292.70	339.00	377.70	392.70			78	240.20	292.30	338.60	377.30	392.30		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
79	241.70	292.90	339.40	378.30	393.00			79	241.00	292.50	339.00	377.90	392.60		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
80	242.40	293.30	339.90	378.80	393.30			80	241.70	292.90	339.50	378.40	392.90		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
81	242.90	293.50	340.30	379.30	393.50			81	242.30	293.10	339.90	378.90	393.10		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		
82	243.70	293.70	340.80	379.90	393.80			82	243.10	293.30	340.40	379.50	393.40		
	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0		

改正後						改正前					
83	244.40	294.10	341.30	380.40	394.10	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	243.80	293.70	340.90	380.00	393.70	0
84	245.10	294.40	341.80	380.70	394.30	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	244.50	294.00	341.40	380.30	393.90	0
85	245.70	294.70	342.10	381.10	394.50	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	245.10	294.30	341.70	380.70	394.10	0
86	246.40	295.00	342.50	381.60	394.80	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	245.80	294.60	342.10	381.20	394.40	0
87	247.10	295.30	343.00	382.00	395.10	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	246.50	294.90	342.60	381.60	394.70	0
88	247.80	295.70	343.50	382.40	395.30	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	247.20	295.30	343.10	382.00	394.90	0
89	248.30	296.00	343.80	382.80	395.50	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	247.80	295.60	343.40	382.40	395.10	0
90	248.80	296.40	344.20	383.30	395.80	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	248.30	296.00	343.80	382.90	395.40	0
91	249.10	296.70	344.70	383.70	396.10	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	248.60	296.30	344.30	383.30	395.70	0
92	249.50	297.10	345.10	384.10	396.30	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	249.00	296.70	344.70	383.70	395.90	0
93	249.80	297.30	345.30	384.40	396.50	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	249.30	296.80	344.90	384.00	396.10	0
94		297.50	345.70	384.90	396.80	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	297.00	345.30	384.50	396.40	0	0
95		297.80	346.20	385.30	397.10	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	297.40	345.80	384.90	396.70	0	0

改正後						改正前					
96		298.20	346.60	385.70	397.30	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	297.80	346.20	385.30	396.90	0	0
97		298.50	346.80	386.00	397.50	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	298.10	346.30	385.60	397.10	0	0
98		298.80	347.20	386.50		0	0	0	0	0	0
		0	0	0		298.40	346.80	386.10		0	0
99		299.20	347.60	386.90		0	0	0	0	0	0
		0	0	0		298.80	347.20	386.50		0	0
100		299.60	347.90	387.30		0	0	0	0	0	0
		0	0	0		299.20	347.50	386.90		0	0
101		299.80	348.20	387.60		0	0	0	0	0	0
		0	0	0		299.40	347.80	387.20		0	0
102		300.10	348.60			0	0	0	0	0	0
		0	0			299.70	348.20			0	0
103		300.50	349.00			0	0	0	0	0	0
		0	0			300.10	348.60			0	0
104		300.80	349.40			0	0	0	0	0	0
		0	0			300.40	349.00			0	0
105		301.00	349.90			0	0	0	0	0	0
		0	0			300.60	349.50			0	0
106		301.30	350.30			0	0	0	0	0	0
		0	0			300.90	349.90			0	0
107		301.70	350.70			0	0	0	0	0	0
		0	0			301.30	350.30			0	0
108		302.00	351.10			0	0	0	0	0	0
		0	0			301.60	350.70			0	0
109		302.20	351.60			0	0	0	0	0	0
		0	0			301.80	351.20			0	0

改正後				改正前			
110	302,60	352,00		110	302,20	351,60	
	0	0			0	0	
111	303,00	352,30		111	302,60	351,90	
	0	0			0	0	
112	303,30	352,60		112	302,90	352,20	
	0	0			0	0	
113	303,50	353,10		113	303,00	352,70	
	0	0			0	0	
114	303,70			114	303,30		
	0				0		
115	304,00			115	303,60		
	0				0		
116	304,40			116	304,00		
	0				0		
117	304,60			117	304,20		
	0				0		
118	304,80			118	304,40		
	0				0		
119	305,10			119	304,70		
	0				0		
120	305,40			120	305,00		
	0				0		
121	305,80			121	305,40		
	0				0		
122	306,00			122	305,60		
	0				0		

改正後				改正前			
123	306,30			123	305,90		
	0				0		
124	306,60			124	306,20		
	0				0		
125	306,90			125	306,50		
	0				0		
再任用職員	189,40	217,10	257,50	277,10	292,30	317,90	360,00
	0	0	0	0	0	0	0
							393,40

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600

改正後				改正前			
123	306,30			123	305,90		
	0				0		
124	306,60			124	306,20		
	0				0		
125	306,90			125	306,50		
	0				0		
再任用職員	189,00	216,70	257,10	276,70	291,90	317,50	359,60
	0	0	0	0	0	0	0
							393,00

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第7条関係）

(1) 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	246,400	331,800	396,700	471,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400
	3	251,400	337,700	402,500	475,600
	4	253,900	340,700	405,300	477,900
	5	256,200	343,400	408,000	480,200
	6	260,000	346,700	410,700	482,400
	7	263,800	349,800	413,500	484,600
	8	267,600	352,900	416,200	486,800
	9	271,200	355,700	418,600	488,800
	10	275,200	358,600	421,300	490,900
	11	279,200	361,700	423,900	493,000
	12	283,200	364,900	426,600	495,100

改正後					改正前				
13	288,400	369,100	429,900	497,700	13	287,000	367,900	429,000	497,200
14	292,400	372,700	432,400	499,800	14	291,000	371,500	431,500	499,300
15	296,300	375,900	434,800	501,900	15	294,900	374,700	433,900	501,400
16	300,200	379,600	437,300	504,000	16	298,800	378,400	436,400	503,500
17	303,900	383,200	439,300	506,100	17	302,600	382,000	438,500	505,600
18	307,500	385,900	441,700	508,100	18	306,200	384,700	440,900	507,600
19	311,000	388,700	444,000	510,100	19	309,700	387,500	443,200	509,600
20	314,600	391,400	446,400	512,100	20	313,300	390,200	445,600	511,600
21	318,200	394,200	447,900	513,900	21	316,900	393,100	447,200	513,400
22	321,900	396,800	450,300	515,700	22	320,600	395,700	449,600	515,200
23	325,400	399,400	452,600	517,600	23	324,100	398,300	452,000	517,100
24	328,900	401,800	454,900	519,500	24	327,600	400,700	454,300	519,000
25	332,400	403,800	456,900	521,200	25	331,100	402,900	456,300	520,700
26	335,200	405,100	459,200	523,000	26	333,900	405,200	458,600	522,500
27	337,800	408,300	461,400	524,800	27	336,500	407,400	460,800	524,300
28	340,400	410,600	463,700	526,600	28	339,100	409,700	463,100	526,100
29	343,200	412,900	465,800	528,200	29	341,900	412,000	465,300	527,800
30	345,300	415,000	468,100	530,000	30	344,000	414,100	467,600	529,600
31	347,500	417,000	470,400	531,800	31	346,200	416,100	469,900	531,400
32	349,900	419,100	472,600	533,600	32	348,600	418,200	472,100	533,200
33	352,100	421,000	474,600	535,200	33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	354,500	422,800	476,700	537,000	34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	356,700	424,600	478,800	538,700	35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	359,200	426,600	480,900	540,500	36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	361,400	428,500	483,000	542,100	37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	363,800	430,500	484,800	543,700	38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	366,200	432,400	486,600	545,100	39	365,200	431,800	486,100	544,700

改正後					改正前				
40	368,400	434,400	488,400	546,700	40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	370,700	436,200	490,100	548,200	41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	372,100	438,000	491,900	549,600	42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	373,600	439,700	493,700	551,000	43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	375,000	441,500	495,500	552,300	44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	376,200	443,300	497,100	553,500	45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	377,600	445,100	498,800	554,500	46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	379,100	446,900	500,600	555,500	47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	380,600	448,600	502,400	556,500	48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	381,700	450,400	504,000	557,500	49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	382,700	452,100	505,300	558,400	50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	383,700	453,900	506,600	559,300	51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	384,500	455,700	507,900	560,200	52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	385,400	457,600	508,900	561,000	53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	386,300	458,800	510,200	561,900	54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	387,000	460,000	511,500	562,800	55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,600	462,400	513,800	564,600	57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	389,500	463,400	514,600	565,500	58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	390,300	464,400	515,400	566,400	59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	391,100	465,400	516,200	567,100	60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,600	466,200	517,100	568,000	61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	392,100	466,900	517,900	568,900	62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,500	467,600	518,800	569,800	63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	393,000	468,300	519,600	570,700	64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	393,300	469,000	520,500	571,600	65	392,800	468,600	520,100	571,200
66		469,700	521,400		66		469,200	521,000	

改正後				改正前			
67		470,400	522,100	67		469,900	521,700
68		471,000	523,000	68		470,600	522,600
69		471,300	523,900	69		470,900	523,500
70		472,000	524,700	70		471,600	524,300
71		472,700	525,600	71		472,300	525,200
72		473,400	526,500	72		473,000	526,100
73		473,800	527,300	73		473,400	526,900
74		474,400	528,200	74		474,000	527,800
75		475,100	529,100	75		474,700	528,700
76		475,800	529,800	76		475,400	529,400
77		476,200	530,600	77		475,800	530,200
78		476,800	531,500	78		476,400	531,100
79		477,400	532,400	79		477,000	532,000
80		477,900	533,300	80		477,500	532,900
81		478,500	534,100	81		478,100	533,700
82		479,000	535,000	82		478,600	534,600
83		479,500	535,900	83		479,100	535,500
84		480,000	536,800	84		479,600	536,400
85		480,400	537,600	85		480,000	537,200
86		481,000	538,500	86		480,600	538,100
87		481,400	539,400	87		481,000	539,000
88		481,900	540,300	88		481,500	539,900
89		482,400	541,100	89		482,000	540,700
90		483,000		90		482,600	
91		483,600		91		483,200	
92		484,000		92		483,600	
93		484,500		93		484,100	

改正後							改正前						
94		485,100					94		484,700				
95		485,700					95		485,300				
96		486,300					96		485,900				
97		486,800					97		486,400				
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000		再任用 職員		295,800	338,200	392,600	465,600	

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用 職員 以外の 職員	1	164,400	192,200	240,600	263,400	288,400	333,100						
	2	165,800	194,300	242,400	264,400	290,300	335,200						
	3	167,400	196,400	244,200	265,300	292,100	337,200						
	4	168,800	198,400	246,100	266,400	294,000	339,400						
	5	170,300	200,500	247,500	267,100	295,700	341,400						
	6	171,800	202,900	248,800	268,100	297,500	343,600						
	7	173,300	205,200	249,900	268,900	299,400	345,700						
	8	174,800	207,500	251,200	269,900	301,300	347,800						
	9	176,100	209,900	252,200	271,000	303,200	349,300						
	10	177,800	211,300	253,300	271,800	305,100	351,300						
	11	179,500	212,800	254,200	272,900	306,900	353,200						
	12	181,000	214,000	255,100	274,100	308,800	355,300						
	13	182,500	215,400	256,400	275,400	310,300	357,200						
	14	184,600	216,800	257,500	276,600	312,000	359,300						
	15	186,500	218,300	258,300	277,900	313,800	361,400						

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

(2) 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任用 職員 以外の 職員	1	162,700	190,500	239,300	262,300	287,500	332,500						
	2	164,100	192,600	241,100	263,300	289,400	334,600						
	3	165,700	194,700	242,900	264,200	291,200	336,600						
	4	167,100	196,700	244,800	265,300	293,100	338,800						
	5	168,600	198,800	246,200	266,100	294,900	340,800						
	6	170,100	201,200	247,500	267,100	296,700	343,000						
	7	171,600	203,500	248,700	267,900	298,600	345,200						
	8	173,100	205,800	250,000	268,900	300,500	347,300						
	9	174,400	208,200	251,000	270,000	302,400	348,800						
	10	176,100	209,600	252,100	270,800	304,300	350,800						
	11	177,800	211,100	253,000	271,900	306,100	352,700						
	12	179,300	212,400	253,900	273,100	308,000	354,800						
	13	180,800	213,800	255,300	274,400	309,600	356,800						
	14	182,800	215,300	256,400	275,700	311,300	358,900						
	15	184,800	216,800	257,200	277,000	313,100	361,000						

改正後							改正前						
16	188,500	219,500	259,300	279,300	315,600	363,400	16	186,800	218,000	258,200	278,400	314,900	363,000
17	190,800	220,900	259,900	280,600	317,300	365,400	17	189,100	219,400	258,900	279,700	316,700	365,000
18	192,900	222,400	260,800	282,000	318,900	367,500	18	191,200	220,900	259,800	281,100	318,300	367,100
19	195,000	224,000	261,800	283,200	320,600	369,600	19	193,300	222,500	260,800	282,300	320,000	369,200
20	197,100	225,500	262,700	284,500	322,400	371,700	20	195,400	224,000	261,700	283,700	321,800	371,300
21	199,200	226,700	263,600	286,100	323,800	373,400	21	197,500	225,400	262,600	285,300	323,200	373,000
22	201,500	228,400	264,600	287,700	325,300	375,500	22	199,800	227,100	263,600	286,900	324,700	375,100
23	203,700	230,100	265,500	289,300	326,800	377,700	23	202,000	228,800	264,500	288,500	326,200	377,300
24	205,900	231,800	266,500	290,700	328,300	379,700	24	204,200	230,500	265,500	289,900	327,700	379,300
25	207,900	233,100	267,800	292,000	329,700	381,700	25	206,200	231,900	266,800	291,200	329,200	381,300
26	209,200	234,900	268,900	293,800	331,100	383,300	26	207,500	233,700	268,100	293,000	330,600	382,900
27	210,400	236,600	270,100	295,600	332,700	385,200	27	208,800	235,400	269,300	294,800	332,200	384,800
28	211,700	238,300	271,300	297,300	334,300	387,100	28	210,100	237,100	270,500	296,500	333,800	386,700
29	213,000	239,900	272,500	298,600	335,400	389,000	29	211,400	238,700	271,700	298,000	335,000	388,600
30	214,100	241,300	274,000	300,300	336,900	390,700	30	212,600	240,100	273,200	299,700	336,500	390,300
31	215,400	242,600	275,600	301,900	338,300	392,600	31	213,900	241,400	274,800	301,300	337,900	392,200
32	216,600	243,700	277,000	303,600	339,800	394,400	32	215,100	242,500	276,200	303,000	339,400	394,000
33	217,900	245,000	278,700	305,000	341,400	396,100	33	216,400	243,800	277,900	304,400	341,000	395,700
34	219,200	246,100	280,200	306,500	342,900	397,800	34	217,700	244,900	279,400	305,900	342,500	397,400
35	220,500	247,000	281,500	308,100	344,600	399,700	35	219,000	245,800	280,700	307,500	344,200	399,300
36	221,800	248,100	282,800	309,700	346,100	401,400	36	220,300	246,900	282,000	309,100	345,700	401,000
37	223,100	249,000	284,400	311,100	347,800	403,000	37	221,800	248,000	283,600	310,600	347,400	402,600
38	224,500	250,100	285,800	312,500	349,400	404,700	38	223,200	249,100	285,000	312,000	349,000	404,300
39	225,800	251,000	287,300	313,900	350,900	406,500	39	224,500	250,000	286,500	313,400	350,500	406,100
40	227,200	252,100	288,800	315,500	352,500	408,300	40	225,900	251,100	288,000	315,000	352,100	407,900
41	228,100	252,600	290,100	317,000	353,700	409,800	41	226,900	251,700	289,500	316,500	353,300	409,400
42	229,500	253,500	291,600	318,400	355,300	411,400	42	228,300	252,600	291,000	317,900	354,900	411,000

改正後							改正前						
43	230,900	254,400	293,100	319,800	356,800	412,900	43	229,700	253,500	292,500	319,300	356,400	412,500
44	232,300	255,300	294,700	321,400	358,200	414,200	44	231,100	254,400	294,100	320,900	357,800	413,800
45	233,500	256,200	296,000	322,200	359,800	415,300	45	232,300	255,300	295,400	321,800	359,400	414,900
46	235,000	257,200	297,400	323,600	360,800	416,400	46	233,800	256,300	296,800	323,200	360,400	416,000
47	236,300	258,100	298,900	325,000	362,300	417,500	47	235,100	257,200	298,300	324,600	361,900	417,100
48	237,600	259,100	300,500	326,500	363,600	418,700	48	236,400	258,200	299,900	326,100	363,200	418,300
49	238,600	260,100	301,600	327,600	365,000	420,000	49	237,400	259,200	301,100	327,200	364,600	419,600
50	239,700	261,200	302,900	329,000	366,500	421,100	50	238,500	260,400	302,400	328,600	366,100	420,700
51	240,700	262,400	304,100	330,300	367,800	422,400	51	239,500	261,600	303,600	329,900	367,400	422,000
52	241,800	263,600	305,500	331,600	369,200	423,500	52	240,600	262,800	305,000	331,200	368,800	423,100
53	242,700	264,700	306,900	333,100	370,700	424,700	53	241,700	263,900	306,400	332,700	370,300	424,300
54	243,800	266,300	308,200	334,500	371,900	425,700	54	242,800	265,500	307,700	334,100	371,500	425,300
55	244,900	267,700	309,600	335,900	373,000	426,800	55	243,900	266,900	309,100	335,500	372,600	426,400
56	245,900	269,100	311,100	337,200	374,200	427,900	56	244,900	268,300	310,600	336,800	373,800	427,500
57	246,600	270,600	311,900	338,100	375,300	429,000	57	245,700	269,900	311,500	337,700	374,900	428,600
58	247,600	272,200	313,100	339,400	376,200	429,500	58	246,700	271,500	312,700	339,000	375,800	429,100
59	248,300	273,700	314,300	340,800	377,300	430,100	59	247,400	273,000	313,900	340,200	376,900	429,700
60	249,300	275,200	315,700	341,900	378,300	430,500	60	248,400	274,500	315,300	341,500	377,900	430,100
61	250,200	276,600	316,800	343,000	378,900	431,100	61	249,300	276,900	316,400	342,600	378,500	430,700
62	251,200	278,200	318,100	344,000	379,700	431,600	62	250,300	277,500	317,700	343,600	379,300	431,200
63	252,000	279,700	319,400	345,200	380,500	432,000	63	251,100	279,000	319,000	344,800	380,100	431,600
64	253,000	281,000	320,600	346,500	381,300	432,500	64	252,100	280,300	320,200	346,100	380,900	432,100
65	253,900	282,400	322,000	347,600	382,000	433,200	65	253,000	281,800	321,600	347,200	381,600	432,800
66	254,800	283,900	323,300	348,800	382,700	433,600	66	254,000	283,300	322,900	348,400	382,300	433,200
67	255,000	285,400	324,600	350,000	383,500	433,900	67	255,200	284,800	324,200	349,600	383,100	433,500
68	256,900	286,900	325,900	351,100	384,200	434,200	68	256,100	286,300	325,500	350,700	383,800	433,800
69	257,700	288,100	326,600	352,100	384,800	434,600	69	256,900	287,500	326,200	351,700	384,400	434,200

改正後						改正前					
70	258,800	289,600	327,700	353,100	385,400	70	258,000	289,000	327,300	352,700	385,000
71	259,900	291,100	328,800	354,200	386,100	71	259,100	290,500	328,400	353,800	385,700
72	261,000	292,500	329,700	355,400	386,700	72	260,300	291,900	329,300	355,000	386,300
73	262,400	293,500	331,000	356,200	387,400	73	261,700	293,000	330,600	355,800	387,000
74	263,700	294,900	331,700	357,300	387,900	74	263,000	294,400	331,300	356,900	387,500
75	265,000	296,100	332,900	358,400	388,600	75	264,300	295,800	332,500	358,000	388,200
76	266,300	297,400	334,100	359,500	389,100	76	265,600	296,900	333,700	359,100	388,700
77	267,300	298,900	335,200	360,200	389,500	77	266,600	298,400	334,800	359,800	389,100
78	268,400	300,200	336,400	361,000	390,100	78	267,700	299,700	336,000	360,600	389,700
79	269,700	301,400	337,500	361,800	390,600	79	269,000	300,900	337,100	361,400	390,200
80	270,900	302,700	338,700	362,500	390,900	80	270,200	302,200	338,300	362,100	390,500
81	271,800	303,200	339,800	363,100	391,200	81	271,200	302,800	339,400	362,700	390,800
82	272,800	304,400	340,900	363,600	391,700	82	272,200	304,000	340,500	363,200	391,300
83	273,900	305,500	341,900	364,200	392,100	83	273,300	305,100	341,500	363,800	391,700
84	275,000	306,700	343,000	364,700	392,400	84	274,400	306,300	342,600	364,300	392,000
85	275,800	307,800	344,000	365,300	392,700	85	275,200	307,400	343,600	364,900	392,300
86	276,800	309,000	345,000	365,900	393,200	86	276,200	308,600	344,600	365,500	392,800
87	277,900	310,300	345,900	366,500	393,700	87	277,300	309,900	345,600	366,100	393,300
88	279,000	311,400	346,900	367,000	394,100	88	278,400	311,000	346,600	366,600	393,700
89	279,800	312,700	347,900	367,400	394,400	89	279,300	312,300	347,500	367,000	394,000
90	280,700	313,900	348,700	367,800	394,800	90	280,200	313,600	348,300	367,400	394,400
91	281,500	315,100	349,500	368,400	395,300	91	281,000	314,700	349,100	368,000	394,900
92	282,500	316,300	350,300	368,900	395,700	92	282,000	315,900	349,900	368,500	395,300
93	283,400	317,100	350,900	369,200	396,100	93	282,900	316,700	350,500	368,800	395,700
94	284,400	317,800	351,500	369,700	396,500	94	283,900	317,400	351,100	369,300	396,100
95	285,300	318,500	352,200	370,100	397,000	95	284,800	318,100	351,800	369,700	396,600
96	286,300	319,100	352,800	370,400	397,400	96	285,800	318,700	352,400	370,000	397,000

改正後						改正前					
97	286,900	319,800	353,200	371,000	397,800	97	286,500	319,400	352,800	370,600	397,400
98	287,800	320,100	353,600	371,500	398,200	98	287,400	319,700	353,200	371,100	397,800
99	288,400	320,800	354,100	372,000	398,700	99	288,000	320,400	353,700	371,600	398,300
100	289,300	321,500	354,600	372,500	399,100	100	288,900	321,100	354,200	372,100	398,700
101	290,100	321,900	355,100	373,100	399,600	101	289,700	321,500	354,700	372,700	399,200
102	290,900	322,500	355,500	373,600	400,000	102	290,600	322,100	355,100	373,200	399,600
103	291,700	323,100	356,000	374,100	400,500	103	291,300	322,700	355,600	373,700	400,100
104	292,500	323,700	356,400	374,500	400,900	104	292,100	323,300	356,000	374,100	400,500
105	293,200	324,100	356,700	375,100	401,300	105	292,800	323,700	356,300	374,700	400,900
106	293,700	324,600	357,200	375,600		106	293,300	324,200	356,800	375,200	
107	294,200	325,100	357,600	376,100		107	293,800	324,700	357,200	375,700	
108	294,700	325,600	357,900	376,600		108	294,300	325,200	357,500	376,200	
109	294,900	326,000	358,400	377,300		109	294,500	325,600	358,000	376,900	
110	295,200	326,400	358,900	377,700		110	294,800	326,000	358,500	377,300	
111	295,400	326,700	359,400	378,200		111	295,000	326,300	359,000	377,800	
112	295,800	327,000	359,900	378,700		112	295,400	326,800	359,500	378,300	
113	296,100	327,400	360,400	379,300		113	295,700	327,000	360,000	378,900	
114	296,300	327,800	360,900			114	295,900	327,400	360,500		
115	296,700	328,200	361,400			115	296,300	327,800	361,000		
116	297,000	328,500	361,800			116	296,600	328,100	361,400		
117	297,300	328,700	362,200			117	296,900	328,300	361,800		
118	297,600	329,000	362,600			118	297,200	328,600	362,200		
119	297,900	329,400	363,100			119	297,500	329,000	362,700		
120	298,400	329,600	363,600			120	298,000	329,200	363,200		
121	298,700	329,800	364,000			121	298,300	329,400	363,600		
122	299,100	330,100	364,500			122	298,700	329,700	364,100		
123	299,400	330,400	365,000			123	299,000	330,000	364,600		

改正後						改正前					
124	299,800	330,700	365,500			124	299,400	330,300	365,100		
125	300,000	330,900	365,900			125	299,600	330,500	365,500		
126	300,200	331,200				126	299,800	330,800			
127	300,500	331,600				127	300,100	331,200			
128	300,900	331,800				128	300,500	331,400			
129	301,100	332,100				129	300,700	331,600			
130	301,400	332,300				130	301,000	331,900			
131	301,800	332,700				131	301,400	332,300			
132	302,200	332,900				132	301,800	332,500			
133	302,400	333,200				133	302,000	332,800			
134	302,700	333,600				134	302,300	333,200			
135	303,100	334,000				135	302,700	333,600			
136	303,400	334,400				136	303,000	334,000			
137	303,600	334,700				137	303,200	334,300			
138	303,900	335,100				138	303,500	334,700			
139	304,300	335,500				139	303,900	335,100			
140	304,600	335,900				140	304,200	335,500			
141	304,800	336,200				141	304,400	335,800			
142	305,200	336,600				142	304,800	336,200			
143	305,600	336,900				143	305,200	336,500			
144	305,900	337,300				144	305,500	336,900			
145	306,100	337,600				145	305,600	337,200			
146	306,300	338,000				146	305,900	337,600			
147	306,600	338,400				147	306,200	338,000			
148	307,000	338,800				148	306,600	338,400			
149	307,200	339,100				149	306,800	338,700			
150	307,400	339,500				150	307,000	339,100			

改正後						改正前							
151	307,700	339,900				151	307,300	339,500					
152	308,000	340,300				152	307,600	339,900					
153	308,400	340,600				153	308,000	340,200					
154	308,600					154	308,200						
155	308,800					155	308,400						
156	309,100					156	308,700						
157	309,400					157	309,000						
158	309,800					158	309,400						
159	310,100					159	309,700						
160	310,400					160	310,000						
161	310,800					161	310,400						
162	311,100					162	310,700						
163	311,400					163	311,000						
164	311,700					164	311,300						
165	312,100					165	311,700						
166	312,400					166	312,000						
167	312,700					167	312,300						
168	313,000					168	312,600						
169	313,400					169	313,000						
再任用職員	237,200	257,700	265,000	275,200	291,700	329,100	再任用職員	236,800	257,300	264,600	274,800	291,300	328,700

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略
参考 略

備考 この表は、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長の定めるものに適用する。

別表第3 略
参考 略

【第2条】盛岡市職員給与支給条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 平成30年12月 日条例第 号 盛岡市職員給与支給条例	○盛岡市職員給与支給条例 昭和24年2月18日条例第2号 改正 略 盛岡市職員給与支給条例
第1条から第33条の3まで 略	第1条から第33条の3まで 略
第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第33条の4の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第33条の4の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第13条第8項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額
に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) 6箇月 100分の100	(1) 6箇月 100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80	(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60	(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
(4) 3箇月未満 100分の30	(4) 3箇月未満 100分の30
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しく	4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しく

改正後	改正前
は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	は失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	5 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。	6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
第33条の4の2及び第33条の4の3 略	第33条の4の2及び第33条の4の3 略
第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。	第33条の5 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこ	(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこ

改正後	改正前
<p>れに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (平成30年条例第 号)</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2から5まで 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>	<p>れに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3 前項の勤労手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額合計額とする。</p> <p>4 第33条の4第5項の規定は、第2項の勤労手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤労手当の支給について準用する。この場合において、第33条の4の2中「前条第1項」とあるのは「第33条の5第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第33条の5第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。</p> <p>第33条の6から第37条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>参考 略</p>

【第3条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p>改正 略</p> <p>平成30年12月 日条例第 号</p> <p>第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は意見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により低いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、</p>	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p>改正 略</p> <p>第1条から第5条まで 略 (特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第6条 第2条第1項の規定に基づき任期を定めて採用された職員（企業職員として採用された職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1に掲げる給料表を適用する。</p> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は意見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、別表第2の左欄に掲げる号給の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。</p> <p>3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第1に掲げる給料表の号給により低いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を決定することができる。</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を上げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定に基づく給料月額の決定及び前項の規定に基づく特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>第7条 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。）第2章（第7条、第9条及び第16条に限る。）、第2章の2、</p>

改正後		
<p>第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が
第33条の4第2項	100分の122.5	100分の162.5
	100分の137.5	100分の172.5
<p>第9条及び第10条 略 附則 略 附則（平成30年条例第 号） （施行期日等）</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。</p>		

改正前		
<p>第3章、第3章の3、第6章、第6章の2（第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。）、第7章及び第8章の2（第33条の5に限る。）の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中間表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。）
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。）
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が
第33条の4第2項	100分の122.5	100分の162.5
	100分の137.5	100分の162.5
<p>第9条及び第10条 略 附則 略</p>		

改正後	
<p>2 第1条の規定による改正後の盛岡市職員給与支給条例（以下「改正後の給与条例」という。）第17条の2第1項、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）別表第1の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第33条の5第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は同年12月1日から適用する。 （平成30年4月1日現在の異動者の号給の調整）</p> <p>3 平成30年4月1日前に職務の級を昇して異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を昇にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 （給与の内払）</p> <p>4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の盛岡市職員給与支給条例の規定に基づいて支給された給与（盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第1号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成28年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。）及び改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。 （委任）</p> <p>5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	
別表第1（第6条関係）	
号給	給料月額

改正前	
<p>別表第1（第6条関係）</p>	
号給	給料月額

改正後		改正前	
1	377,000	1	376,000
2	426,000	2	425,000
3	476,000	3	475,000
4	538,000	4	537,000
5	613,000	5	612,000
6	716,000	6	715,000
7	837,000	7	836,000

別表第2 略

別表第2 略

【第4条】盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p>改正 略</p> <p>平成30年12月 日条例第 号</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)	<p>○盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成19年12月25日条例第63号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号。以下「給与条例」という。)第2章(第7条、第9条及び第16条に限る。)、第2章の2、第3章、第3章の3、第6章、第6章の2(第33条の2第1項第2号及び第2項第2号に限る。)、第7章及び第8章の2(第33条の5に限る。)の規定については、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に係る給与条例第6条、第25条の2第2項、第33条の2第1項及び第33条の4第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>読み替える規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条</td> <td>この条例</td> <td>この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)</td> </tr> <tr> <td>第25条の2第2項</td> <td>職員</td> <td>職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)	第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																	
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																	
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句																	
第6条	この条例	この条例及び盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第63号。以下「任期付職員条例」という。)																	
第25条の2第2項	職員	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で別に定めるものに限る。)																	

改正後			改正前		
第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が	第33条の2第1項	職員が	職員及び任期付職員条例第6条第1項の給料表の適用を受ける職員が
第33条の4第2項	100分の130	100分の167.5	第33条の4第2項	100分の122.5	100分の162.5
				100分の137.5	100分の172.5
第9条及び第10条 略 附 則 略 附 則 (平成30年条例第 号) (施行期日等)			第9条及び第10条 略 附 則 略		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。					
2から5まで 略 別表第1及び別表第2 略					